

令和4年10月21日（金）

令和4年第10回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和4年第10回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、1番：砂川栄徳委員、2番：奥浜 健委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用貸借権、無償移転の順に
説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。
受付番号1番から8番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から8番は、別紙参考資料1ページから8ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たして
おります。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、砂川小学校の西側の市営砂川団地の北側300㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を4番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣漁港に向かう雪塩工場の左側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、植物園の南側の大野果樹園に位置し、譲受人はマンゴー作栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、JA 伊良部支店から豊見山石油倉庫向け西側300㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、新城集落から吉野集落向けの吉野果樹園の東側に位置し、譲受人は機械等も所有して畜産との複合経営でサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、伊良部長山港から牧山展望台向けに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号7番と8番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

嵩原推進委員：

受付番号7番と8番の説明をいたします。場所は、市営与那覇団地の北側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から8番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、3件でございます。受付番号9番から11番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号9番から11番は、別紙参考資料9ページから11ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、下地線の空港行きの信号機を平良向け左側500mに位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー作栽培です。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、一周道路の新城海岸から吉野集落向けの吉野果樹園の隣に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員をお願いいたします。

佐久川推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、伊良部リサイクルセンターの東側400mに位置し、譲受人はオクラ・サトウキビ作栽培農家です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号9番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は3件でございます。受付番号12番から14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番から14番は、別紙参考資料12ページから14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号12番から14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番・2番・3番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、航空自衛隊宮古島分屯基地の南側に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通しての賃貸借です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、砂川小学校の北東に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通しての賃貸借です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、11番・川満広紀委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 11番委員退室 》

議長： 改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。11番委員の入室・着席を認めます。

《 11 番委員着席 》

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は1件でございます。受付番号1番を説明いたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國公民館の東側十字路を大嶺集落向け右側300方に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再開します。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から5番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

現地調査の報告をいたします。日時は令和4年10月4日(火)に、調査員として3番・松岡委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時45分まで現地調査、午後4時45分から5時5分まで事務局にて調査内容調整会議、10月12日の内部審査会での4条申請5件、5条申請14件、合計19件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、航空自衛隊宮古島分屯基地の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、高野集落農事集会場から南側750㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、高野集落農事集会所の東側200㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、一時転用の例外規定と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、西中集落農事集会所から南西450㍍に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、城辺福里集落の丸高金物店から西側350㍍に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業用施設の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第5議案第4号は原案どおり決定いたしました。

議長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、14件でございます。受付番号1番から14番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から14番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部仲地駐在所の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、新里自動車商会の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、東洋建設コンサルタントの南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、狩俣集落センターの南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を15番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古自動車学校の南側200mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

川満委員：

申請地は西里1357番地1で営業していると思いますが、計画地の1355番地3と1356番地1への進入路についてはどうなっていますか？

前泊事務局：

計画地のフェンスの一部を撤去してそこから乗り入れすることになります。

議長： ほかに質疑はありませんでしょうか。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

松岡委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古島市総合体育館の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、下地与那覇地区防災センターの南側250㍍に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区に占める割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は伊良部前里添市宮鯖置団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地、集落接続の例外規定と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、成川集落の砂山カフェの南側150㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、タウンプラザかねひでの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公共施設・商業施設等に囲まれた農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

松岡委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、JA あたらず市場から高野集落向け東側300mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 3 番委員にお願いいたします。

松岡会員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、鏡原ファミリーマートの東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、宅地・原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が 1 0 h a 未満の農地と判断しました

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 3 番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は、鏡原ファミリーマートの東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 2 種農地その他、宅地・原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が 1 0 h a 未満の農地と判断しました

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を3番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、鏡原ファミリーマートの東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、宅地・原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、市営北団地の北側100㎡に位置し、当地は周囲が原野化し進入路もなく、長年農地としての利用がなく、今後も農地としての利用が見込めないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を9番委員にお願いいたします。

國仲委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、砂山ビーチへ入る交差点から西側約200㎡に位置し、当地は、20年前の取得当時から住宅建設の残置として面積が狭い農地であることから利用がなく今日に至っている。背後地の土地所有者への進入路として話し合いが勧められていることで、土地の有効利用の観点から非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、城辺比嘉ロードパークの南側約250mに位置し、当地は旧城辺町から購入しており、圃場としての復元も試みた事がありますが、石が多く、土が少ないこともあり復元を断念し現在に至っております。今後も農地としての利用計画はないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、城辺インギヤーにあり、当地は県道235号線・保良上地線の道路開通に伴い極小の農地が残置として残っております。農地としての利用はなく、今後も農地としての利用計画はないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、伊良部屋外運動施設（野球場）の南側に隣接しており、周辺を含めた当地の土壌は砂地であることなどを鑑みると農業を営む上での環境は厳しく、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

委員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第10回宮古島市農業委員会総会を
閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年10月21日

会 長	芳 山 辰 巳
1 番委員	砂 川 栄 徳
2 番委員	奥 浜 健